

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名

2024/2/3 作成

法人名	(株)シルバーホクソン	種別	安行地域包括支援センター
代表者	代表取締役 梅田 成道	管理者	■
所在地	川口市安行藤八 501	電話番号	048-290-2300

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所サービス、7は訪問サービス、8は居宅介護支援サービス固有事項となっており、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

目次

1. 総論.....	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	1
① ハザードマップなどの確認.....	2
② 被災想定.....	5
(4) 優先業務の選定.....	7
① 優先する事業.....	7
② 優先する業務.....	7
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	7

① 研修・訓練の実施	7
② B C Pの検証・見直し	7
2. 平常時の対応	8
(1) 建物・設備の安全対策	8
① 人が常駐する場所の耐震措置	8
② 設備の耐震措置	8
③ 水害対策	8
(2) 電気が止まった場合の対策	8
(3) ガスが止まった場合の対策	9
(4) 水道が止まった場合の対策	9
① 飲料水9	
② 生活用水	9
(5) 通信が麻痺した場合の対策	9
(6) システムが停止した場合の対策	9
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	9
① トイレ対策	9
② 汚物対策	10
(8) 必要品の備蓄	10
(9) 資金手当て	11
3. 緊急時の対応	11
(1) B C P発動基準	11
(2) 行動基準	12
(3) 対応体制	13
(4) 対応拠点	14
(5) 安否確認	14
① 利用者の安否確認	14
② 職員の安否確認	14
(6) 職員の参集基準	15
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	15
(8) 重要業務の継続	15
(9) 職員の管理	15
① 休憩・宿泊場所	15
② 勤務シフト	16
(10) 復旧対応	16
① 破損個所の確認	16
② 業者連絡先一覧の整備	16
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	17

4. 他施設との連携	17
(1) 連携体制の構築	エラー!ブックマークが定義されていません。
① 連携先との協議	エラー!ブックマークが定義されていません。
② 連携協定書の締結	エラー!ブックマークが定義されていません。
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	17
(2) 連携対応	18
① 事前準備	18
② 入所者・利用者情報の整理	18
③ 共同訓練	18
5. 地域との連携	19
(1) 被災時の職員の派遣	19
(2) 福祉避難所の運営	19
① 福祉避難所の指定	19
② 福祉避難所開設の事前準備	19

1. 総論

(1) 基本方針

1. 自分の命も含めて人命の保護を最優先する。
利用者・職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とする。
2. 安全確保を図り、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
災害時であっても、利用者が自立した生活が出来るように支援する。
3. 平常時から利用者ごとの災害時の課題に向けた対策を行い、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行う等、必要な支援を行っていく。
平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指していく。
4. 余力のある場合には近隣住民や事業所への協力に当たる。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	自宅⇄事業所
指示命令	地域包括支援センター 管理者	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
	職員	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
	職員	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

(3) リスクの把握

防災気象情報と警戒レベルとの対応を把握することにより、事前にリスクを把握する。

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))が平成31年3月に改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。

「国土交通省 気象庁のホームページ」より

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」(うす紫) ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報 	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の	警戒レベル3相当

	判断をしてください。	
・危険度分布「注意」(黄) ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
・早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

① ハザードマップなどの確認

- ・想定震度分布、地震に関する地域危険度(建物倒壊危険度)、液状化危険度
 出典：防災本(川口市防災ハンドブック)

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01040/010/7/1/15293.html>

地震の危険性

① 首都直下地震などで、大きな被害が想定されます

地震の大きな揺れにより、家具などが転倒・落下するほか、家屋が倒壊する場合があります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割近くが、家屋倒壊による圧死・窒息死であったと報告されています。



また、地震により強く揺られると、地面が液体のようになる液状化が発生することもあります。平成23年の東日本大震災では、埼玉県内でも液状化により道路や宅地に被害を受けました。

液状化現象による被害の様子

写真:災害写真データベースHP(一般財団法人 消防防災科学センター)より

② 川口市で想定されている地震

埼玉県は、県内で大きな被害が予想される5つの地震について、被害予測調査を行っています(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査)。このうち、東京湾北部地震や茨城県南部地震などのマグニチュード7クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%程度とされています。

地震	マグニチュード
① 東京湾北部地震	7.3
② 茨城県南部地震	7.3
③ 元禄型関東地震	8.2
④ 関東平野北西縁断層帯地震	8.1
⑤ 立川断層帯地震	7.4



想定される地震の断層位置

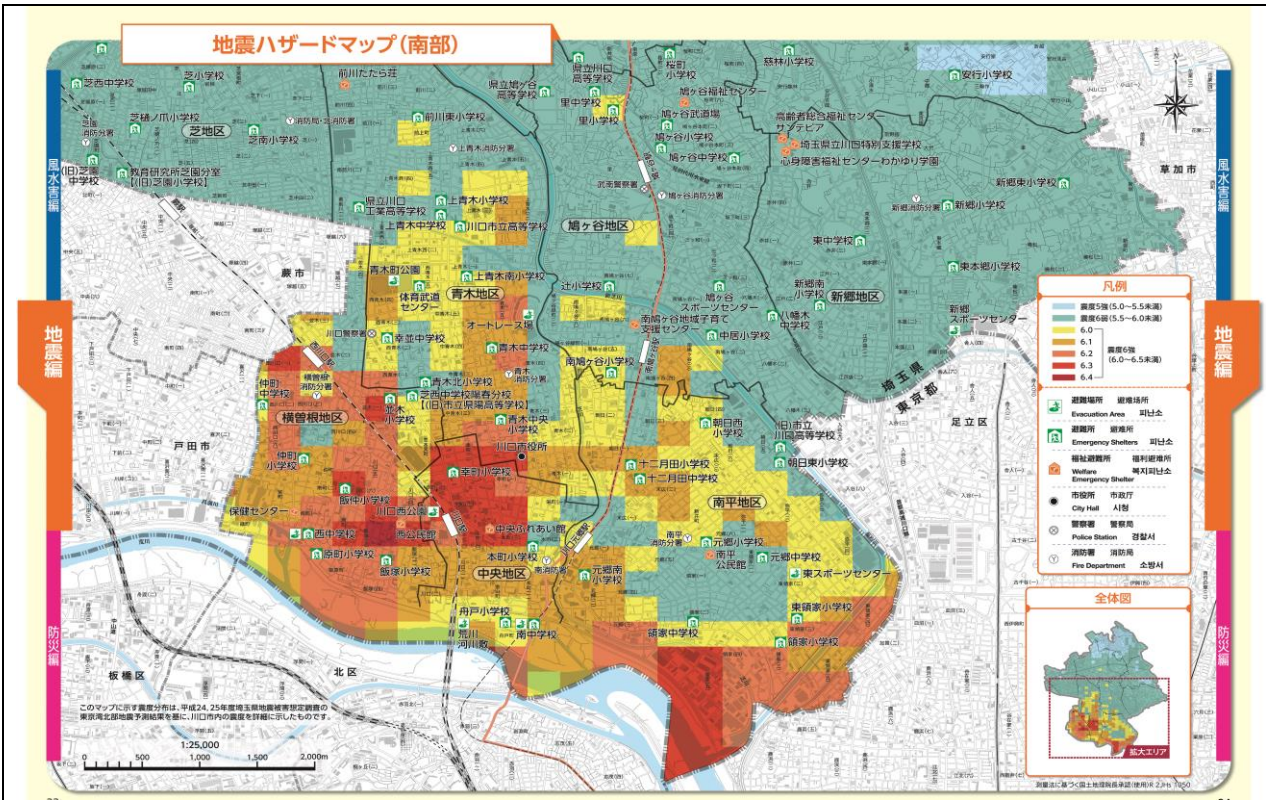
東京湾北部地震の際に、川口市の被害が最も大きくなります。

地震ハザードマップ

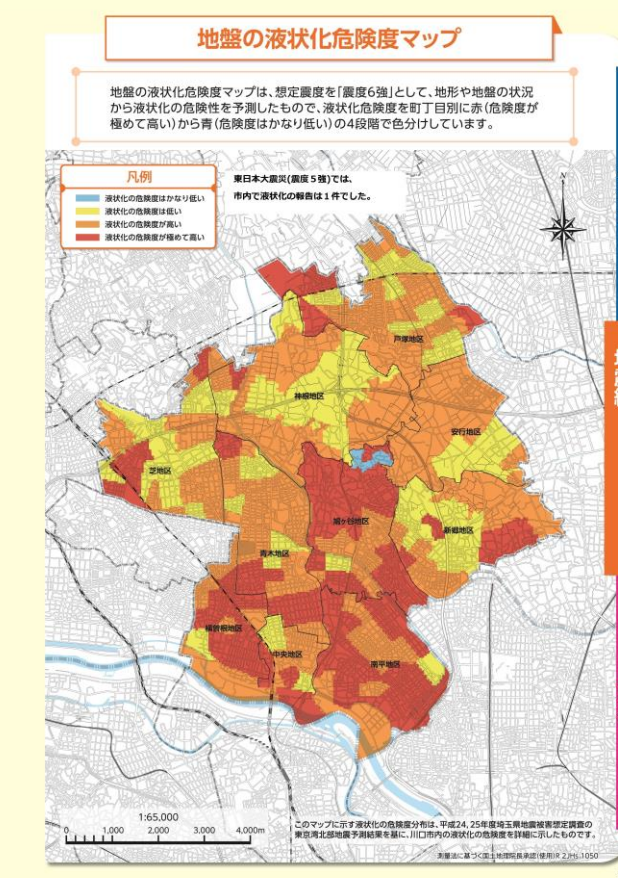
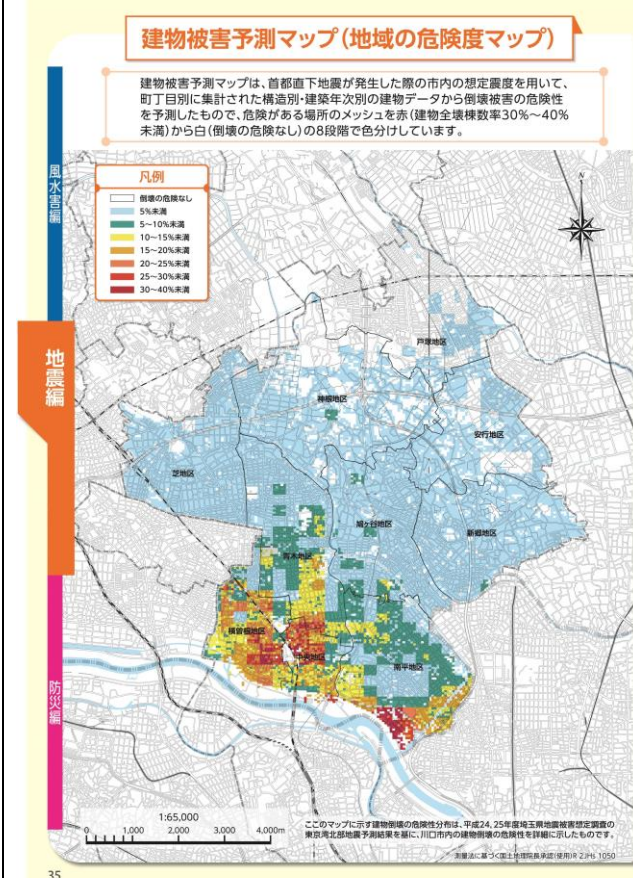
地盤の揺れやすさマップは、地震の震源やマグニチュード、地盤状況などから、地表での揺れの大きさを想定したものです。東京湾近郊でマグニチュード7クラスの地震が発生した場合、市内では最大で震度6強の揺れが発生すると想定されます。



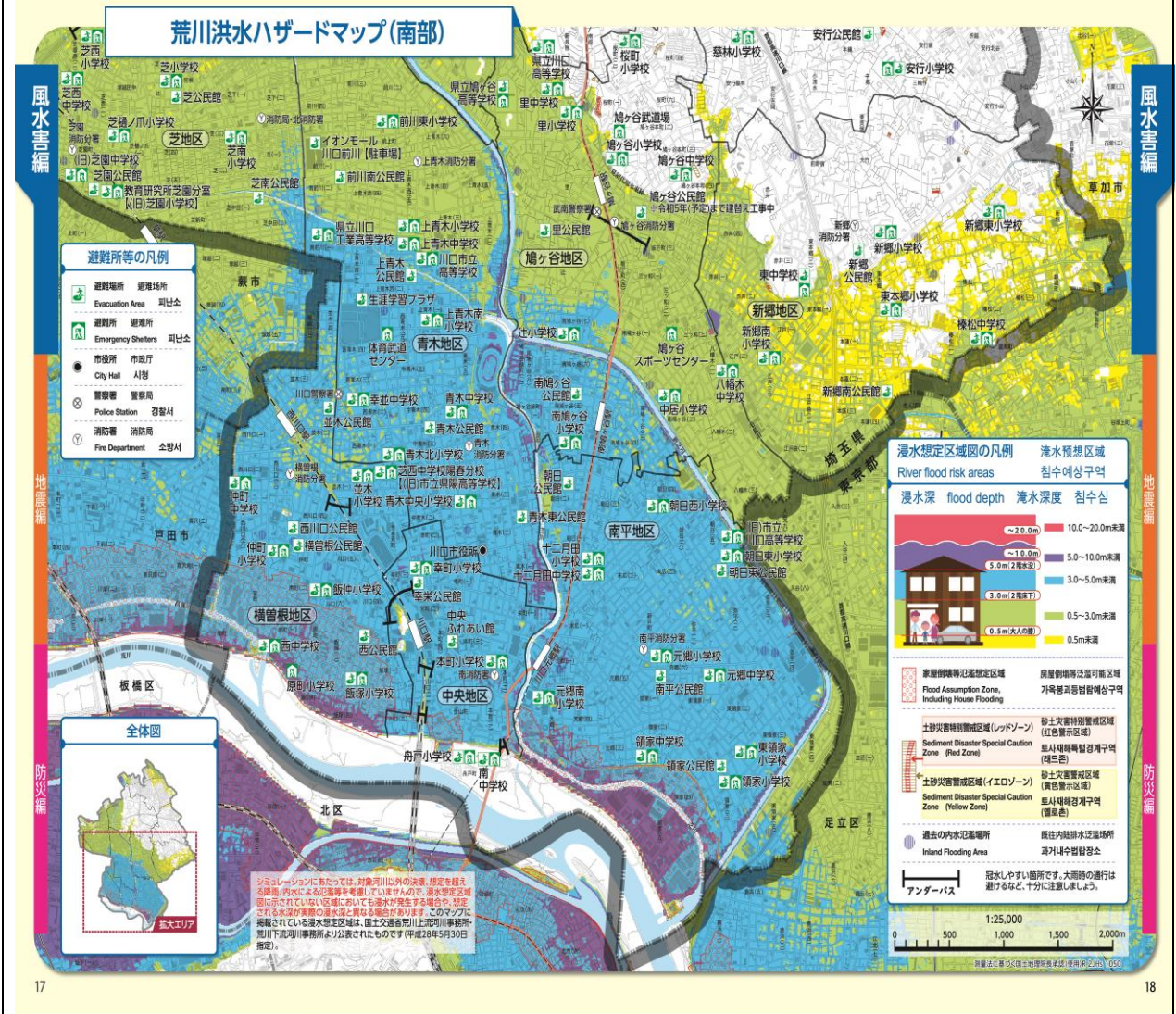
このマップに示す震度分布は、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の東京湾北縁断層帯地震を基に、川口市内の震度を詳細に示したものです。
 震源法に基づき国土院院長令第42号(1050)

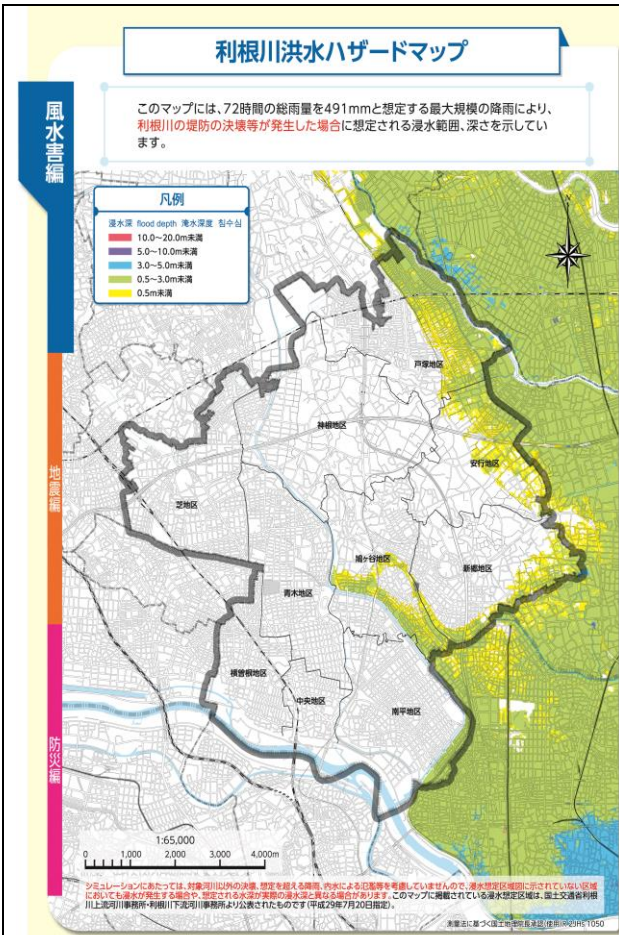


・液状化予測図

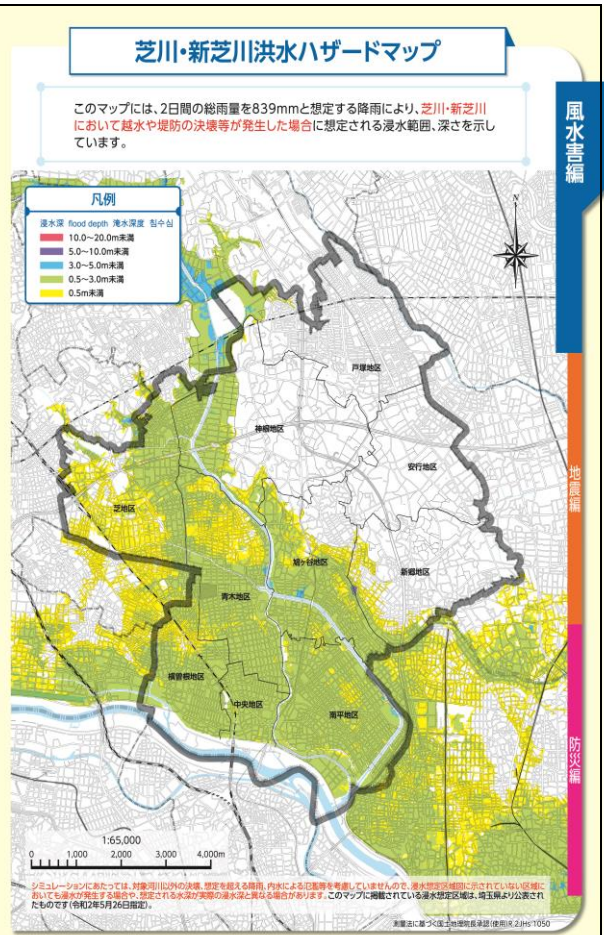


・川口市ハザードマップ (荒川・芝川・新芝川氾濫版) : 浸水深

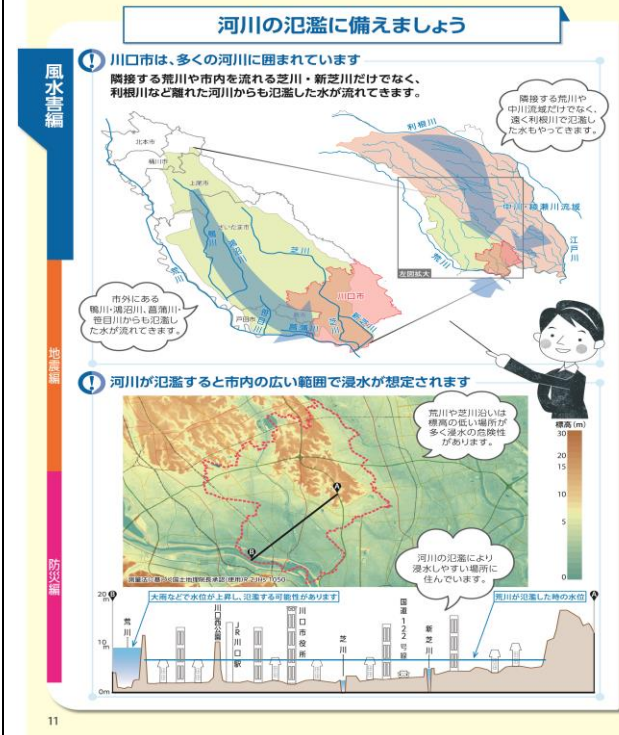




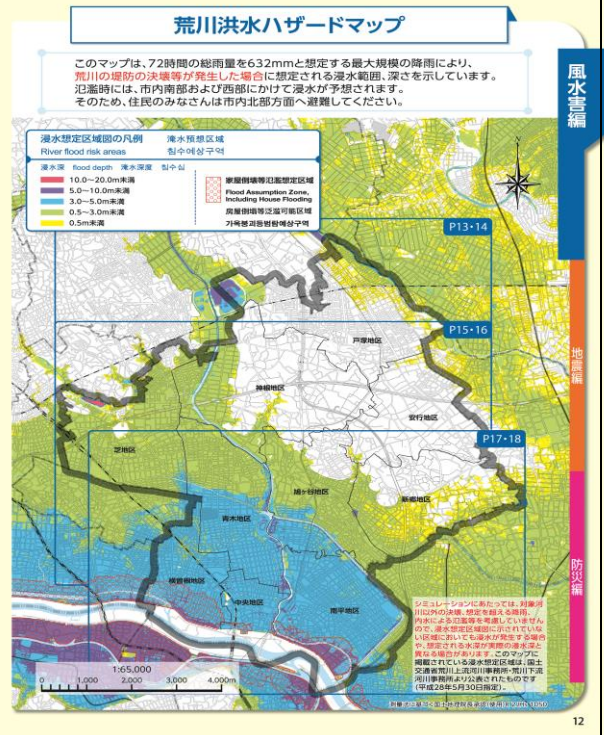
19



20



11



12

② 被災想定
【自治体公表の被災想定】

<川口市において震度6弱以上が予想されている地震>

- ① 都心南部直下地震M7.3
- ② 都心東部直下地震M7.3
- ③ 都心西部直下地震M7.3
- ④ 関東平野北西縁断層帯地震M6.9
- ⑤ 立川断層帯地震M7.3
- ⑥ 茨城県南部地震M7.3
- ⑦ 多摩地域地震M7.3
- ⑧ さいたま市直下地震M6.8

<都心南部直下地震M7.3による想定震度>

震度6強とは

- ・這わないと動くことが出来ない。飛ばされることもある。
- ・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れる物が多くなる。
- ・耐震性の低い木造建物は、傾くものや離れる物が多くなる。
- ・大きな地割れが発生したり、地滑りや崖等の崩壊が発生することがある。

交通被害

道路：幹線道路の車両渋滞が約半日以上続く(ガソリン不足となる)

橋梁：決壊箇所が出てくる

鉄道：不通になる

ライフライン

上水：断水

下水：下水管破壊による道路浸水

電気：不通

ガス：不通

通信：半日～数日不通になる

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
電力			復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄	備蓄	備蓄			→	→	→	→
生活用水					復旧	→	→	→	→
メール		復旧	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話		復旧	→	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

(1) 独居高齢者・高齢者のみ世帯で介護サービス以外に支援が望めない利用者へのサービス
<当面停止する事業>
(1) 新規の相談業務

② 優先する業務

(1) 総合相談・介護関連データ(サーバー)の維持
(2) 利用者の安否確認
(3) 周辺の災害情報の確認

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

年1回、訓練実施。救急救命や消火訓練など。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

・毎年、これまで策定した BCP の内容や災害対策の取組を総括して、現状を評価するとともに洗い出された課題については、翌年度の取組に反映させる。
・振り返りの項目は、
①訓練の想定通り上手くいったこと・・・習慣化できるようにして行く
②訓練の想定通りに行かなかったこと・・・事実を認識してから改善案を作成する
③改善案が上手くいくか、リスクマネジメント委員会で検証する
④BCP及び訓練シナリオを修正し、リスクマネジメント委員会で承認する。

* 継続して P D C A サイクルが機能するよう記載する。

平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
パソコン	滑り止めマットの採用	
キャビネット	突っ張り棒による固定	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
窓ガラス	養生テープを貼る	
キッチン	簡易消火器の設置	
キャビネット	上部に物を置かない	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 風水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認		
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	業者による月1回の点検	
暴風による危険性の確認		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか		
土嚢袋の確認		

(2) 電気が止まった場合の対策

自家発電機が設置されていない場合

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
パソコン・照明	電気なしでも使える懐中電灯の代替品（乾電池や手動で稼働するもの）の準備。モバイルバッテリーの準備。
暖房機器	毛布、ブランケット・使い捨てカイロ等の準備。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

一般成人が1日に必要とする飲料水 1.5ℓ×7名×3日分を備蓄し、消費期限までに買い替える。
↓
2ℓペットボトル 16本備蓄。

② 生活用水

トイレ→オムツ・簡易トイレの使用。
給水車から給水を受けれるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておく。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

携帯電話 7台
PCメール 安行包括メールアドレスにて対応(ただし停電時は使用不可能)

(6) システムが停止した場合の対策

- ・データ類の喪失に備えて、月1回、最新データにバックアップを行う。
- ・電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合、手書きにより経過記録を記載する。
- ・浸水リスクが想定される箇所には、PC・サーバ等は置かない。
- ・いざという時に持ち出す重要書類を決めておく。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】：訪問系事業所では不要

【職員】

- ・簡易トイレ・仮設トイレなどを検討する。
- ・女性職員のために、各職員で生理用品などを備蓄しておく。

② 汚物対策

- ・排泄物やオムツ等は新聞紙等で包みビニール袋に密閉し、人の出入りの無い空間へ、一時的に隔離・保管する場所を決めておく。
- ・消臭固化剤を汚物に使用すると「燃えるごみ」として処理が可能。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的
にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決
め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。

準備した備蓄品はリスト化し、賞味期限や使用期限のあるものを中心に担当者を決めて、定期的
にメンテナンスを行う。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
レトルト食品				
缶詰				
水				

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
消毒剤				
絆創膏				
包帯				
マスク				
オムツ				
ウェットタオル				
生理用品				
タオル				

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
紙皿・紙コップ			
ラップ			
ゴミ袋			
電池			
使い捨てカイロ			
ブルーシート			
ポリタンク			
保冷剤			

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

鍵付きのデスクに小口現金を1万円程度、保管する。

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

関東地方で震度6以上の地震を観測した場合。

【水害による発動基準】

降雨により川口市が警戒レベル3以上を発令した場合。

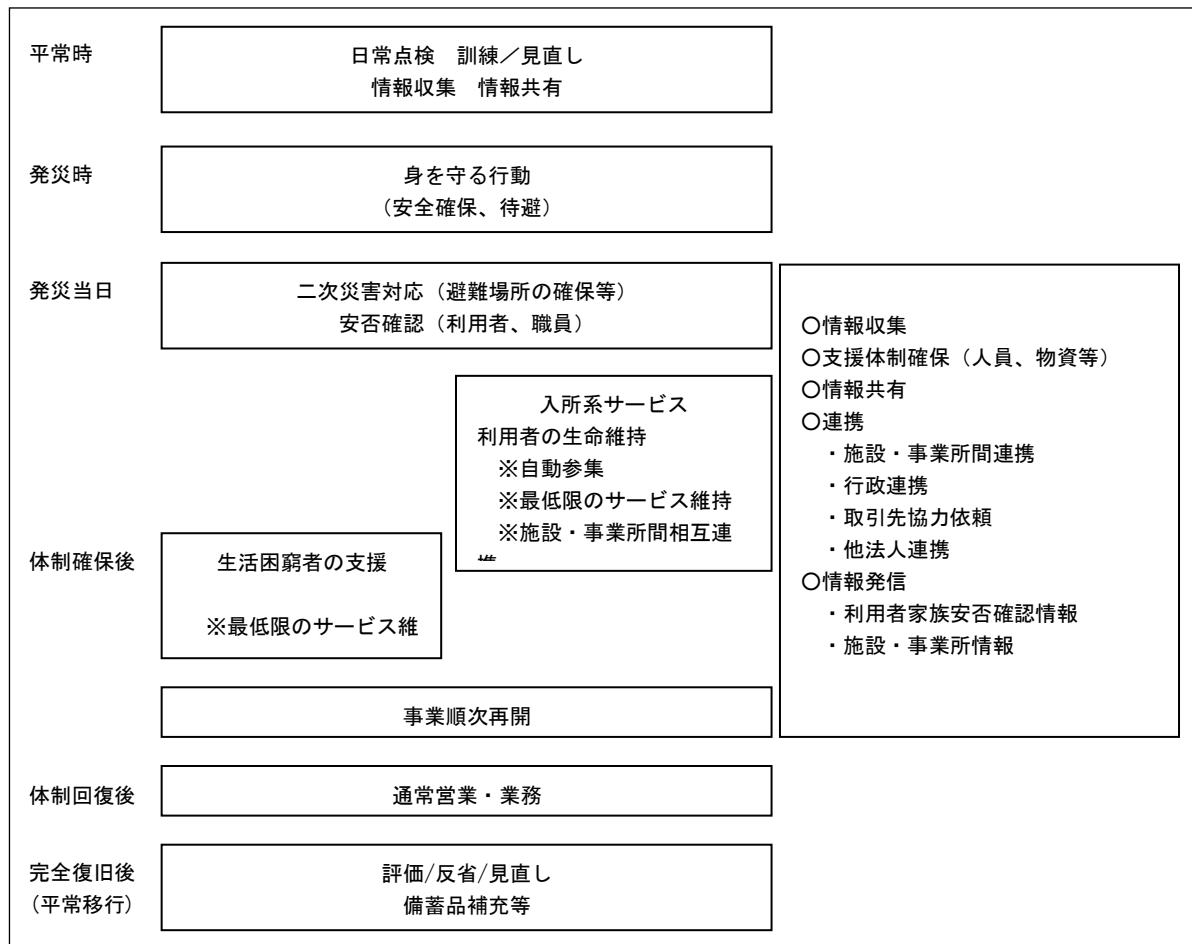
また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
■	■	■

(2) 行動基準

- ①自身及び利用者やその家族の安全確保
命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて事業所外へ避難する。
- ②二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
安全が確保できる状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険個所は立ち入り禁止等の措置を講じる。
- ③利用者の安否確認
職員及び利用者の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。また、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。
- ④法人内事業所間の連携と外部機関との連携
外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。
・川口市 危機管理部 防災危機管理課 TEL：048-242-6358
・川口市消防局テレホンサービス 災害情報案内、消防相談 TEL：048-268-9911
- ⑤情報発信
利用者等の安否情報は家族へ速やかに行う。また、事業所や施設の被災状況等をホームページ等で情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては慎重に精査する。

携帯カードの記載例



(3) 対応体制

発災時期における対応 (災害発生直前からの対応)

時期	被災地の介護支援専門員	地域の介護支援専門員組織	都道府県の介護支援専門員組織	日本介護支援専門員組織
平常時	<p>◆自分自身の安全確保の具体的方策を講じる。</p> <p>→地域の方や災害対策窓口、居宅介護支援事業所等との連携や防災情報、避難場所等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡先、電話番号、想定される避難場所等を記載 ・利用者の安否確認の優先順位をつけた一覧表を作成 ・事業所のマニュアルの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、市町村、医療機関、地域包括支援センター、関係団体との連携及び情報収集 ・地域への介護支援専門員への本マニュアルの周知 ・サービス提供困難時に対応できるようネットワークの構築 	災害時対応の研修会・訓練等の開催	
<p>当日</p> <p>発災</p> <p>発災当日 ～3日間 (応急期)</p>	<p>発災前</p> <p>→安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害(風水害)の兆候が認められたら、利用者の安全性の確認を開始 <p>→避難行動支援者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族、地域、血縁で支援者を確保 ・連絡がつかない場合は、防災関係者(行政、消防、警察等)に連絡することも視野に入れる ・施設全体で避難する必要があるかどうかの検討を行い、必要とあれば実施 <p>発災後</p> <p>→災害状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分、家族の安否確認 ・組織の被災状況の確認 ・まわりの状況の確認始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の確認及び情報提供 ・地域包括支援センター等への連絡、情報交換 	<p>★現地対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急入所の受入所等の情報収集と提供 ・規模が大きい時は災害支援本部への協力要請 	<p>★災害支援本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部と連絡をとりニーズの確認と調整 ・被災地の状況を国に情報提
<p>発災4日目 ～1ヶ月 (応急期～復旧期)</p> <p>発災1ヶ月 ～2,3年 (復旧～復興～)</p>	<p>→避難所等避難先での生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に安否確認を実施 ・地域サービスの再建を確認しつつ、サービス利用を再開 ・生活不活発病を予防 <p>→仮設住宅等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅等の解消に向けて、行政担当者と連絡をとりながら生活再建への方法を模索 <p>→生活再建の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に戻った利用者のモニタリングを実施 ・災害公営復興住宅に入居した人への集中的な見守りを実施 			

※ 一般社団法人日本介護支援専門員協会「【改訂版】災害対応マニュアル」より

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
安行地域包括支援センター 2階（川口市安行藤八 501）	(株)シルバーホクソン本社 （川口市青木 3-2-1）	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

人的被害、建物被害、ライフライン被害などあった場合は、それを取りまとめ、地域包括支援センター等の関係機関に報告し、皆で共有する。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

【施設内】

職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各事業所で管理者が点呼を行い、病院事務長に報告する。

【自宅等】

電話・グループ LINE（社用携帯に登録予定）・携帯メール、災害用伝言ダイヤルで自施設に安否情報を報告する。

報告する事項は、地震・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

<職員の安否確認シート例>

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備考()	可能・不可能 備考()

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

公共交通機関が不通となった場合は、自宅間の通勤は徒歩等で往復する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内・水害の場合】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	事業所内の2階部分	
避難方法	徒歩	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	安行東中学校（川口市安行34）	自治体指定の広域避難場所
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩 ・既存の社用車にて避難。 ・早急な避難が必要な場合は、職員の通勤車両も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩 ・既存の社用車にて避難。 ・早急な避難が必要な場合は、職員の通勤車両も活用。

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

インフラ停止、職員不足、災害時の特有業務の発生などの理由から、業務量が増大することが考えられる。

- ・平常時の対応で剪定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を記載する。
- ・被害想定（ライフラインの有無）と職員の出勤率とを合わせて、時系列で記載すると整理しやすい。

経過日数 (日)	当日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	14日後
出勤率 (%)	5	30	50	60	60	70	70	80	90
業務基準	安否確認 生命維持のための必要最低限			安否確認 その他は休止もしくは減少			一部休止 ほぼ通常に近づける		ほぼ通常 通り

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
事業所内(川口市安行藤八 501)	事業所内(川口市安行藤八 501)

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

- ・職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大/軽微/問題なし	
	エレベーター	利用可能/利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能/利用不可	
	電話	通話可能/通話不可	
	インターネット	利用可能/利用不可	
	...		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散/破損なし	
	キャビネット	転倒あり/転倒なし	
	天井	落下あり/被害なし	
	床面	破損あり/被害なし	
	壁面	破損あり/被害なし	
	照明	破損・落下あり/被害なし	
	...		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
		医療機関
		自家発電用ガソリン
		照明・電気設備
		電話・ネット回線

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

被災時は川口市役所長寿支援課・介護保険課事業者係へ連絡する。

4. 他施設との連携

1. 居宅介護支援事業所との連携
2. 医療機関との連携
3. 自治会等との連携
4. その他:利用者の避難所、福祉避難所リスト等の整備、共同訓練の実施

① 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
デイサービスふあいん前川	048-260-1020	
シルバーホクソン安行居宅	048-290-2500	
シルバーホクソン訪問介護	048-225-7770	

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
他訪問診療所		

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
川口市新郷保健センター	048-280-1725	
川口市危機管理課	048-242-6357	
川口市社会福祉協議会	048-252-1294	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・災害時の連絡先、連絡方法
- ・備蓄の拡充
- ・職員派遣の方法
- ・利用者受入方法、受入スペースの確保
- ・相互交流

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ①防災訓練（年 1 回）について、自治会や地域の居宅介護支援事業所の方にも参加をお願いする。
- ②自治会との連携を密にする。
- ③地域の方や介護サービス関係者と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながるため、一過性で終わることなく継続的に取り組むことが望ましい。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

職員の派遣をしない場合は不要

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

福祉避難所の指定を受けない場合は不要

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

【福祉避難場所の指定を受けた場合】

- ・ 協定書の写しを添付
- ・ 概要を簡潔に記載

【福祉避難所の指定を受けていないが受け入れが可能な場合】

- ・ 受け入れ可能な条件を洗い出す

【受け入れを行わない場合】

- ・ 判断理由を整理しておく



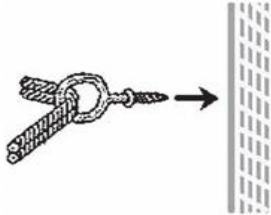
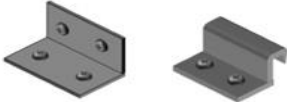




● 対策器具の種類

一般に家具や家電製品を対象とした転倒・落下・移動防止の対策器具と呼ばれているものには、次のものがあります。

[適合するものの区分]

◎：効果が高い ○：効果がある △：条件によっては効果的でない場合がある。

対策器具の名称と機能	一般的形状	適合するもの 家：家庭用家具 オ：オフィス家具 電：家電製品等
L型金具 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ		家：◎、○（スライド式） 壁に強度が必要 オ：◎、○（スライド式） 専用のものを用いる。 電：△ 形状等により適合しないものがある。
2段分離家具用連結器具 家具の上下を連結し転倒、落下を防ぐためのもの。 ネジ止めするための平金具や「かんぬき」状の金具、シートタイプなどがある。		家：◎
プレート式器具 家具と壁にそれぞれネジ止めした金具を、金属プレートなどで結んだタイプ		家：◎
ベルト式、チェーン式、ワイヤー式 家具等と壁にそれぞれネジ止めした金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ		家：○ 壁に強度が必要 電：○ 家電製品に応じた専用のものを使用する。
ポール式（つっぱり棒式） ネジ止めすることなく、家具と天井の間に設置する棒状のタイプ		家：○ 天井に強度が必要 オ：△ 家具の強度が不足し適合しないものが多い。
ストッパー式 家具の前下部にくさび状に挟み込み、家具を壁側に傾斜させるタイプ		家：○ 背の高い家具の場合は、単独で使用しても効果は小さい。

<p>ストラップ式</p> <p>樹脂製ストラップの両端に両面テープを貼付したバックルを連結したものや、ストラップの端をネジ留めすることで、主にテレビやOA機器と台とを連結する器具</p>		<p>電：○</p> <p>家電製品の形状、重量に応じ使用する本数を増やす。</p>
<p>マット式（粘着マット式）</p> <p>粘着性のゲル状のもので、家具の底面と床面を接着させるタイプの器具</p>		<p>家：○</p> <p>比較的小さい物</p> <p>電：○</p> <p>家電製品の重量等に応じ使用する大きさを変える。有効期限に注意する。</p>
<p>ヒートン+ロープによる方法</p> <p>壁にねじ込んだヒートン（端部がリング状になった木ネジ）と家電製品等を細紐などで結んだ方式 主にテレビなどの転倒防止に用いられる。</p>		<p>電：○</p> <p>家電製品の重量に応じヒートンやロープの太さ、強度を増す。</p> <p>壁の強度が必要</p>
<p>床固定金具</p> <p>オフィス家具を床に固定するための金具</p>		<p>オ：◎</p> <p>可能な限り壁固定と併用するのが望ましい。</p>
<p>連結金具とボルトナット</p> <p>オフィス家具と壁や、オフィス家具同士を連結するための金具とボルトナット</p>		<p>オ：◎</p> <p>電：○</p> <p>ボルトは直径6mm以上のボルトを使用する。</p>
<p>移動防止着脱式ベルト</p> <p>壁とキャスター付きの家具を繋げ、家具の移動防止をするためのベルト</p>		<p>家：○</p> <p>オ：○</p> <p>日常的に移動する家具類に使用する。</p>
<p>キャスター下皿</p> <p>キャスターの下に置き家具類の移動を防止するもの。</p>		<p>家：○</p> <p>オ：○</p> <p>電：○</p> <p>日常的に移動しない家具類に使用する。移動防止に併せて転倒防止を行うことが望ましい。</p>
<p>開放棚落下防止器具</p> <p>扉の付いていない開放型の棚の中にある収容物の落下を抑制するもの。</p>		<p>家：○</p> <p>オ：○</p> <p>バータイプやベルトタイプ・シートタイプ等がある。</p>